

奨励金支給基準

制定	1989年4月1日	改正	2005年4月1日	改正	2012年4月1日	改正	2019年4月1日
改正	1997年4月1日	改正	2006年4月1日	改正	2013年4月1日	改正	2020年4月1日
改正	2000年4月1日	改正	2007年4月1日	改正	2014年4月1日	改正	2021年4月1日
改正	2001年4月1日	改正	2008年4月1日	改正	2015年4月1日	改正	2022年4月1日
改正	2002年4月1日	改正	2009年4月1日	改正	2016年4月1日	改正	2023年4月1日
改正	2003年4月1日	改正	2010年4月1日	改正	2017年4月1日	改正	2024年4月1日
改正	2004年4月1日	改正	2011年4月1日	改正	2018年4月1日		

神戸学院大学奨励金規程第4条及び第9条の定めは、次のとおりとする（グローバル・コミュニケーション学部除く）。

1. 金 額

金 額	法学部	経済学部	経営学部		人文学部	心理学部
			経営学科 (経営・会計専攻)	経営学科 (データサイエンス専攻)		
	25万円	27万円	27万円	35万円	学費相当額の 3分の1	学費相当額の 3分の1
(一万円未満切り捨て)						

金 額	現代社会学部	総合リハビリテーション学部	栄養学部	薬学部
		学費相当額の 4分の1程度	学費相当額の 3分の1～6分の1程度	学費相当額の 3分の1～6分の1程度
(一万円未満切り捨て)				

※奨励金の金額は、1人当たりの金額は年額24万円以上とする。

2. 採用人数

【2024年度 採用人数】

1学 年 に つ き	法学部	経済学部	経営学部		人文学部	心理学部	現代社会学部	
			経営学科 (経営・会計専攻)	経営学科 (データサイエンス専攻)			現代社会 学科	社会防災 学科
		13名以内	7名以内	7名以内	2名以内	6名以内	4名以内	3名程度
	総合リハビリテーション学部			栄養学部			薬学部	
	理学療法学科	作業療法学科	社会リハビリテーション学科	栄養学科 (管理栄養学専攻)	栄養学科 (生命栄養学専攻 臨床検査学専攻)			
	2名程度	2名程度	3名以内	3名以内	3名以内	12名程度		

※採用人数は、最終的に前年度に決定し、学生への公表は当該年度の4月に行う。

3. 改廃 この支給基準の改廃は奨励金予算の範囲内において学生委員会で行う。